

平成22年度 税理士試験 所得税法 解答速報

【第一問】—50点—

問 1 (30点)

① 寄附金控除

(1) 概要

居住者が、各年において、特定寄附金を支出した場合において、①に掲げる金額が②に掲げる金額を超えるときは、その超える金額を、その者のその年分の課税標準から控除する。

① その年中に支出した特定寄附金の額の合計額（その合計額がその者のその年分の課税標準の合計額の $\frac{40}{100}$ に相当する金額を超える場合には、その $\frac{40}{100}$ に相当する金額）

② 2,000円

(2) 特定寄附金の意義

特定寄附金とは次に掲げる寄附金（学校の入学に関してするものを除く。）をいう。

① 国又は地方公共団体に対する寄附金（特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。）

② 公益法人その他公益を目的とする事業を行う団体等に対する寄附金のうち、財務大臣が指定したもの

③ 公共法人その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興等その他公益の増進に著しく寄与するものとして所定のものに対する所定の寄附金

(3) 特定寄附金とみなす支出金

次に掲げる支出金は、特定寄附金とみなして(1)の規定を適用する。

① 特定公益信託のうち、その目的が教育又は科学の振興等その他公益の増進に著しく寄与するものとして定められる所定のもの信託財産とするための支出した金銭。

② 指定期間内に、政治資金規正法に規定する政治活動に関する寄附をした場合で、その寄附に係る支出金のうち政党、政治資金団体その他所定の団体に対するもの（②の適用を受けるものを除く。）で、政治資金規正法等により報告されたもの。

③ 認定特定非営利活動法人に対し、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合で、その寄附に係る支出金（特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。）。

2 政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除

(1) 概要

個人が指定期間内に支出した **1**(3)②のうち、政党、政治資金団体に対するもの（以下「政党等に対する寄附金」という。）については、その年中に支出したその政党等に対する寄附金の額の合計額（その合計額にその年中に支出した特定寄附金の額の合計額を加算した金額が、その個人のその年分の課税標準の合計額の $\frac{40}{100}$ に相当する金額を超える場合には、その $\frac{40}{100}$ に相当する金額からその特定寄附金の合計額を控除した残額）が2,000円（その年中に支出したその特定寄附金の額がある場合には、2,000円からその特定寄附金の額の合計額を控除した残額）を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える部分の金額の $\frac{30}{100}$ に相当する金額（百円未満の端数切捨）を控除する。

この場合において、その控除する金額が、その個人のその年分の所得税の額の $\frac{25}{100}$ に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、その $\frac{25}{100}$ に相当する金額（百円未満の端数切捨）を限度とする。

(2) 申告要件

(1)の規定は、この規定を受けようとする年分の確定申告書に、控除を受ける金額についての所定の記載があり、かつ、所定の書類の添付がある場合に限り、適用する。

(注) 課税標準とは、総所得金額、上場株式等に係る配当所得の金額、短期譲渡所得の金額、長期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額をいう。

3 所得税の取扱い

(1) 神社の祭礼に対する寄附金の取扱い

- ① **1**(2)②の要件を満たすものである場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除の適用がある。
- ② 特定寄附金に該当しない場合には、寄附金控除の適用はない。
- ③ 事業の遂行上必要な寄附金である場合には、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入される。

(2) 国立大学法人に対する寄附金の取扱い

- ① 入学に関する寄附金に該当しない場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除の適用がある。
- ② 入学に関する寄附金である場合には、特定寄附金に該当しないため、寄附金控除の適用はない。

(3) 政党等に対する寄附金については、その者の選択により、寄附金控除又は政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除のいずれかの適用を受けることができる。

問2 (20点)

① 源泉徴収義務

非居住者に対し国内において所定の国内源泉所得（その非居住者が国内に恒久的施設を有しない非居住者である場合には所定のものに限る。）の支払をする者は、その支払の際、その国内源泉所得について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

5

② 国内源泉所得及び源泉徴収税額

(1) 国内源泉所得とは、次に掲げるものその他所定のものをいう。

- ① 国内にある土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物（以下「土地等」という。）の譲渡による対価（土地等の譲渡による対価（その金額が1億円を超えるものを除く。）でその土地等を自己又はその親族の居住の用にするために譲り受けた個人から支払われるものを除く。）

4

- ② 国内にある不動産等の貸付けによる対価

(2) 源泉徴収税額

- ① (1)①に掲げる国内源泉所得

その金額に $\frac{10}{100}$ の税率を乗じて計算した金額

- ② (1)②に掲げる国内源泉所得

その金額に $\frac{20}{100}$ の税率を乗じて計算した金額

ただし、国内にある不動産等の貸付けによる対価で、その土地家屋等を自己又はその親族の居住の用に供するために借り受けた個人から支払われるものについては、源泉徴収を要しない。

4

③ 納税地

源泉徴収義務者の源泉徴収をすべき所得税の納税地はその者の事務所、事業所等でその支払事務を取扱うもののその支払の日における所在地とする。

1

④ 所得税の源泉徴収の取扱い

知人Bは、国内に恒久的施設を有しない非居住者に該当するため、所定の国内源泉所得の支払いをする際、源泉徴収を要し、その取扱いは次の通りとなる。

- (1) 賃借料の支払いは③(1)②の国内源泉所得に該当する。よって、支払の際その金額に $\frac{20}{100}$ の税率を乗じて計算した金額を源泉徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

3

ただし、居住者乙又はその親族の居住の用に供するために借り受けた対価である場合には、源泉徴収を要しない。

(2) 住宅購入代金の支払いは $\boxed{3}$ (1)①の国内源泉所得に該当する。よって、支払の際その金額に $\frac{10}{100}$ の税率を乗じて計算した金額を源泉徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

ただし、その対価の額が1億円以下であり、かつ、居住者乙又はその親族の居住の用に供されるために譲渡したものである場合には、国内源泉所得に該当しないため、所得税の源泉徴収を要しない。

$\boxed{3}$

Z-60-C [第二問] 答案用紙

問1

1 各種所得の金額

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
配当所得 ・ 総合課税の配当所得 <div style="text-align: right;">150,000 <input type="text" value="1"/></div> ・ 申告分離課税の上場株式等に係る配当所得 <div style="text-align: right;">180,000 <input type="text" value="1"/></div>	・ 総合課税の配当所得 K株式 150,000 ・ 申告分離課税の上場株式等に係る配当所得 G株式 100,000 I株式 80,000 <div style="text-align: right;">合計 180,000</div>
事業所得 <div style="text-align: right;">6,143,800 <input type="text" value="1"/></div>	1 収入金額 (1) 売上高 98,526,300 (2) 雑収入 537,800 (1)+(2)=99,064,100 2 必要経費の額 (1) 売上原価 28,470,500 (2) 販売費・管理費 $58,220,400 - 600,000 - 480,000 - 120,000 - 193,100 = 56,827,300$ (3) 減価償却費 $(2,400,000 - 150,000) \times \frac{11}{12 \times 5} = 412,500$ <input type="text" value="1"/> (4) 保守料 120,000 <input type="text" value="1"/> (5) 青色事業専従者給与 6,440,000 <input type="text" value="1"/> 必要経費合計 (1)~(5) 92,270,300 3 青色申告特別控除額 $99,064,100 - 92,270,300 = 6,793,800 > 650,000 \therefore 650,000$ <input type="text" value="1"/> 4 事業所得の金額 $99,064,100 - 92,270,300 - 650,000 = 6,143,800$

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
譲渡所得 ・ 株式等に係る譲渡所得等 <u>△140,000</u> <input type="text"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場株式等に係る譲渡所得等 <ul style="list-style-type: none"> F 株式 △800,000 H 株式 200,000 J 株式 60,000 合計 △540,000 <input type="text"/> ・ 非上場株式等に係る譲渡所得等 <ul style="list-style-type: none"> K 株式 400,000 <input type="text"/> ・ 株式等に係る譲渡所得等 <ul style="list-style-type: none"> △540,000 + 400,000 = △140,000

2 課税標準

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
総所得金額 <u>6,293,800</u>	$150,000 + 6,143,800 = 6,293,800$
上場株式等に係る配当所得の金額 <u>40,000</u> <input type="text"/>	$180,000 - 140,000 = 40,000$
株式等に係る譲渡所得等の金額 <u>0</u> <input type="text"/>	$\triangle 140,000 + 140,000 = 0$

3 所得控除額

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
所得控除額の合計 <u>2,292,000</u>	<p>1 医療費控除</p> <p>(1) 支出医療費 $400,000 - 300,000 - 180,000 = \triangle 80,000 \rightarrow 0$ 1</p> <p style="padding-left: 100px;">260,000</p> <p>(2) 足切額 $(6,293,800 + 40,000) \times \frac{5}{100} > 100,000 \quad \therefore 100,000$</p> <p>(3) 医療費控除額 (1)-(2)=160,000 1</p> <p>2 社会保険料控除</p> <p style="padding-left: 100px;">580,000 + 472,000 = 1,052,000 1</p> <p>3 小規模企業共済等掛金控除 600,000 1</p> <p>4 生命保険料控除 100,000 1</p> <p>(1) 一 般 $250,000 > 100,000 \quad \therefore 50,000$</p> <p>(2) 個人年金 $460,000 > 100,000 \quad \therefore 50,000$</p> <p>(3) 生命保険料控除額 (1)+(2)=100,000</p> <p>5 基礎控除 380,000</p> <p>・ 所得控除の合計額</p> <p style="padding-left: 100px;">$160,000 + 1,052,000 + 600,000 + 100,000 + 380,000 = 2,292,000$</p>

4 課税所得金額

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
課税総所得金額 <u>4,001,000</u>	<p>$6,293,800 - 2,292,000 = 4,001,800 \rightarrow 4,001,000$</p> <p style="text-align: right;">(千円未満切捨)</p>
上場株式等に係る課税配当所得の 金額 <u>40,000</u>	<p style="text-align: right;">(千円未満切捨)</p>

問2

1 各種所得の金額

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
配当所得 ・ 総合課税の配当所得 <div style="text-align: right;">300,000 <input type="text" value="1"/></div>	M社のみなし配当はなし <input type="text" value="1"/>
不動産所得 <div style="text-align: right;">2,088,080</div>	1 収入金額 4,800,000 2 必要経費の額 (1) 租税公課・管理費 1,820,000 (2) 借入金利息 550,000 (3) 減価償却費 $19,200,000 \times 0.9 \times 0.024(*) \times \frac{7}{12} = 241,920$ <input type="text" value="1"/> (*) 50年-10年+10年×20%=42年 ∴0.024 <input type="text" value="1"/> 必要経費合計 (1)~(3) 2,611,920 3 青色申告特別控除額 100,000 <input type="text" value="1"/> 4 不動産所得の金額 $4,800,000 - 2,611,920 - 100,000 = 2,088,080$
譲渡所得 ・ 分離長期譲渡所得 <div style="text-align: right;">42,896,480 <input type="text" value="1"/></div>	・ 分離長期譲渡所得 (1) 土 地 $72,000,000 - 37,800,000(*) - 1,983,673(*) = 32,216,327$ (*1) $57,000,000 \times \frac{63,000,000}{63,000,000 + 32,000,000} = 37,800,000$ <input type="text" value="1"/> (*2) $2,700,000 \times \frac{72,000,000}{72,000,000 + 26,000,000} = 1,983,673$ (2) 建 物 $26,000,000 - 14,603,520(*) - (2,700,000 - 1,983,673) = 10,680,153$ (*3) $57,000,000 \times \frac{32,000,000}{63,000,000 + 32,000,000} = 19,200,000$ $19,200,000 - 19,200,000 \times 0.9 \times 0.024 \times \frac{6 + 12 \times 10 + 7}{12} = 14,603,520$ <input type="text" value="1"/> (1)+(2)=42,896,480

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
・株式等に係る譲渡所得等 <u>30,870,000</u>	・株式等に係る譲渡所得等 (1) 総収入金額 38,857,000 <input type="text" value="1"/> (2) 取得費 2,277,000+5,710,000=7,987,000 <input type="text" value="1"/> (1)-(2)=30,870,000
雑所得 _____0 <input type="text" value="1"/>	・公的年金等の雑所得 1,510,000 (1) 収入金額 2,710,000 (2) 公的年金等控除額 1,200,000 (1)-(2)=1,510,000 ・貸金利息に係る雑所得 △1,510,000 (1) 総収入金額 133,000-133,000(*)=0 <input type="text" value="1"/> (*) なかったものとみなす金額 ① 133,000 ② 1,510,000 ③ 2,388,080+42,896,480+30,870,000 =76,154,560 215,000-133,000=82,000 は過年分の更正の請求の対象 <input type="text" value="1"/> (2) 必要経費 貸倒損失 8,000,000 > 1,510,000 ∴ 1,510,000 <input type="text" value="1"/> ・雑所得の金額 △1,510,000+1,510,000=0

2 課税標準

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
総所得金額 _____2,388,080	300,000+2,088,080=2,388,080
分離長期譲渡所得の金額 _____42,896,480	
株式等に係る譲渡所得等の金額 _____30,870,000	

問3

1 各種所得の金額

(単位:円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
<p>配当所得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合課税の配当所得 $\underline{210,000}$ 1 ・ 申告分離課税の上場株式等に係る配当所得 $\underline{0}$ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合課税の配当所得 R 株式 210,000 ・ 申告分離課税の上場株式等に係る配当所得 Q 株式 90,000 申告不要とする 1
<p>給与所得</p> <p style="text-align: right;">$\underline{1,220,000}$ 1</p>	<p>1 収入金額</p> <p style="padding-left: 20px;">$1,500,000 + 500,000 = 2,000,000$</p> <p>2 給与所得の金額</p> <p style="padding-left: 20px;">$2,000,000 \div 4 = 500,000$ (千円未満切捨)</p> <p style="padding-left: 20px;">$500,000 \times 2.8 - 180,000 = 1,220,000$</p>
<p>不動産所得</p> <p style="text-align: right;">$\underline{\Delta 20,000}$ 1</p>	<p>1 収入金額</p> <p style="padding-left: 20px;">300,000</p> <p>2 必要経費の額</p> <p style="padding-left: 20px;">$180,000 + 140,000 = 320,000$</p> <p>3 青色申告特別控除額</p> <p style="padding-left: 20px;">$300,000 - 320,000 = \Delta 20,000$ ∴ 0</p> <p>4 不動産所得の金額</p> <p style="padding-left: 20px;">$\Delta 20,000$</p>
<p>譲渡所得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分離長期譲渡所得 $\underline{\Delta 2,680,000}$ 1 	<p>(1) 総収入金額</p> <p style="padding-left: 20px;"><math>60,000 \times 150 \text{ 株} = 9,000,000 \geq 10,970,000 \times \frac{1}{2} - \text{ 1 } = 5,485,000</math></p> <p style="padding-left: 40px;">低額譲渡に該当しない ∴ $9,000,000$ 1</p> <p>(2) 取得費 11,680,000</p> <p>(1)-(2) = $\Delta 2,680,000$</p>

(単位：円)

区分及び金額	計 算 の 過 程
一時所得 <u>182,000</u> [1]	(1) 総収入金額 16,743,000 (2) 支出した金額 16,061,000 (3) 特別控除 $16,743,000 - 16,061,000 = 682,000 > 500,000 \therefore 500,000$ (4) 一時所得の金額 $(1) - (2) - (3) = 182,000$
雑所得 <u>110,000</u> [1]	(1) 総収入金額 2,400,000 (2) 必要経費 2,290,000 (3) 雑所得の金額 $(1) - (2) = 110,000$
退職所得 <u>0</u> [1]	(1) 収入金額 2,130,000 (2) 退職所得控除額 $400,000 \times 10 \text{年} = 4,000,000$ (3) 退職所得の金額 $(1) - (2) = \triangle 1,870,000 \rightarrow 0$

2 課税標準

(単位：円)

区分及び金額	計 算 の 過 程
総所得金額 <u>1,611,000</u>	(1) 損益通算 $\triangle 20,000 + 210,000 + 1,220,000 + 110,000 = 1,520,000$ (2) 合計所得金額 $1,520,000 + 182,000 \times \frac{1}{2} = 1,611,000$ } やり方 [1]
分離長期譲渡所得の金額 <u>0</u>	$\triangle 2,680,000 \rightarrow 0$ [1]
退職所得金額 <u>0</u>	

3 配当控除額

(単位：円)

区分及び金額	計 算 の 過 程
配当控除額 <u>16,650</u> [1]	$1,611,000 - 1,280,000 = 331,000$ $331,000 \times 5\% = 16,550$ $16,650 < 210,000 \times 10\% = 21,000$ [1] $\therefore 16,650$

所得税法 第60回税理士試験 講評

合格ボーダーライン

理論 問1 23点

問2 10点

計 33点

計算 問1 18点

問2 7点

問3 10点

計 35点

合計 68点

【理論】

事例形式による出題が2題出題された。問1の事例問題は「寄附をした場合の所得税の取扱い」を問う問題である。この理論はズバリ、理論問題集応用第11問の内容が模範解答になる理論である。この理論は長年着目しており、毎年、答練等で出題（本年も総合演習第1回で出題）していたため、ほぼ完璧に書けたのではないかと思う。問2の事例問題は「非居住者に対する源泉徴収」であるが、こちらは「まさか」の出題ではなかったかと思う。結論を書くことは受験生であれば容易であるが、理論としての組立には苦労したのではなかろうかと思われる。「源泉徴収義務」は一字一句の記載が絶対に必要であるが、これについては、もはや受験生にとっての定形句である。2問とも事例形式の出題であるため具体的な取扱いについての記載が必要である。

【計算】

本年度は総合問題が3問出題された。問1は申告納税額までを求める総合問題であるが、内容的に未学習項目は少なく、ボリュームも少ない問題で満点に近い得点が可能である。問2は、課税標準までを求める問題であるが、過去に負担付贈与があった資産の譲渡、雑所得の基因となる元本債権及び未収利子の貸倒れがメインであった。負担付贈与は相続税（贈与税）の知識があればそんなに驚かない論点である。資産の取得価額を計算できたかにより不動産所得の減価償却、譲渡所得の取得費の計算に影響がある。また、雑所得の貸倒れについては予想論点であり、正解が不可欠である。問3は課税標準までの計算と配当控除額を求める問題である。現物出資に係る譲渡所得の計算以外は確実に得点できたであろう。ただ、配当控除額の限度額に注意が必要である。全体的にボリュームも難易度も少ない問題であるが、所々手が止まる箇所が何箇所か存在し、考えさせられる問題であった。また、他の税法の知識も必要となり、やはり国税4法の学習は必要であると感じられた試験である。